

○三重県手数料条例

平成十二年三月二十四日三重県条例第四号

改正

- 平成一二年一月二六日三重県条例第八五号
- 平成一三年三月二七日三重県条例第一六号
- 平成一三年七月三日三重県条例第五四号
- 平成一三年一月二五日三重県条例第七一号
- 平成一四年三月二六日三重県条例第一七号
- 平成一四年三月二六日三重県条例第二三号
- 平成一四年七月二日三重県条例第四七号
- 平成一五年三月一七日三重県条例第四号
- 平成一五年三月一七日三重県条例第八号
- 平成一五年一〇月一五日三重県条例第四四号
- 平成一五年一月二四日三重県条例第五九号
- 平成一六年三月二三日三重県条例第一六号
- 平成一六年三月二三日三重県条例第二二号
- 平成一六年六月二五日三重県条例第四八号
- 平成一六年一月二〇日三重県条例第七五号
- 平成一七年三月二八日三重県条例第一四号
- 平成一七年一月二日三重県条例第七二号
- 平成一七年一月二七日三重県条例第九六号
- 平成一八年三月二八日三重県条例第一四号
- 平成一八年六月三〇日三重県条例第五四号
- 平成一八年一月二四日三重県条例第七〇号
- 平成一九年三月二〇日三重県条例第一三号
- 平成一九年七月四日三重県条例第四三号
- 平成一九年一月二〇日三重県条例第六八号
- 平成二〇年三月二六日三重県条例第九号
- 平成二〇年七月一日三重県条例第三五号
- 平成二〇年一月二五日三重県条例第五九号
- 平成二一年三月二五日三重県条例第一四号
- 平成二一年五月二九日三重県条例第四五号
- 平成二一年一月二三日三重県条例第六一号
- 平成二一年一月二五日三重県条例第七三号
- 平成二二年三月二九日三重県条例第六号
- 平成二二年六月三〇日三重県条例第三九号
- 平成二三年三月二三日三重県条例第一五号
- 平成二三年一月二〇日三重県条例第三七号
- 平成二四年三月二七日三重県条例第二四号
- 平成二四年一月一九日三重県条例第五二号
- 平成二四年一月二九日三重県条例第六二号
- 平成二五年三月二九日三重県条例第四二号
- 平成二五年六月二八日三重県条例第六七号
- 平成二五年一月二七日三重県条例第八八号
- 平成二六年三月二七日三重県条例第二四号
- 平成二六年七月一七日三重県条例第八一号
- 平成二六年一月二四日三重県条例第八六号
- 平成二六年一月二四日三重県条例第一〇二号
- 平成二七年三月二七日三重県条例第一四号
- 平成二八年三月二日三重県条例第三五号
- 平成二八年一月二六日三重県条例第五三号
- 平成二九年三月二八日三重県条例第一四号
- 平成二九年七月七日三重県条例第四九号
- 平成二九年一月一七日三重県条例第五四号

平成三〇年三月二日三重県条例第四一号
平成三〇年一〇月一七日三重県条例第七三号
平成三一年三月一八日三重県条例第一三号
令和元年七月二日三重県条例第一〇号
令和元年一〇月二五日三重県条例第一九号
令和元年一二月二三日三重県条例第三一号
令和二年三月二四日三重県条例第一三号
令和二年一〇月二一日三重県条例第五五号
令和二年一二月二四日三重県条例第六六号
令和三年三月二三日三重県条例第一〇号
令和三年六月三〇日三重県条例第三三号
令和三年一二月二七日三重県条例第五〇号
令和四年三月二八日三重県条例第九号
令和四年六月三〇日三重県条例第三三号
令和四年一二月二〇日三重県条例第五〇号

三重県手数料条例をここに公布します。

三重県手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、金額等)

第二条 前条の規定により手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第一のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 手数料の金額について 高又は 低の範囲を定めたものは、規則においてその額を定める。

3 別表第二十七の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

(手数料の納付時期、方法)

第三条 手数料は、申請の際に三重県証紙条例(昭和四十年三重県条例第十二号)に定める方法により納付するものとする。ただし、事務の性質上これによることができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、事務の性質上理由がある場合には、この限りでない。

(他の条例との関係)

第五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(三重県建設業の許可等に係る証明及び確認手数料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 三重県建設業の許可等に係る証明及び確認手数料条例(昭和三十二年三重県条例第八号)

二 三重県特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和四十六年三重県条例第六十三号)

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一 から 二百三十 (略)	略	略	略
二百三十一	農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査(同項第一号の区分に係るものに限る。)	農産物検査機関登録手数料(品位等検査)	十五万円
二百三十二	農産物検査法第十七条第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査(同項第二号の区分に係るものに限る。)	農産物検査機関登録手数料(成分検査)	十五万円
二百三十三	農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査(同項第一号の区分に係るものに限る。)	農産物検査機関登録更新手数料(品位等検査)	一万百円
二百三十四	農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査(同項第二号の区分に係るものに限る。)	農産物検査機関登録更新手数料(成分検査)	一万百円
二百三十五	農産物検査法第十九条第二項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査(同法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るものに限る。)	農産物検査機関変更登録手数料(種類の増加)	三万円
二百三十六	農産物検査法第十九条第二項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査(同法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。)	農産物検査機関変更登録手数料(区分の増加)	十五万円
二百三十七 から 三百六十四 (略)	略	略	略
備考 百九十六の項の特定計量器検定手数料、百九十八の項の車両等装置検査手数料及び二百の項の計量器基準器検査手数料にあつては、三重県計量検定所以外の場所において検定等を行う場合は、これを行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する金額を加算する。			

別表第二 以下(略)